

奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務

(奈良公園バスターミナル施設管理運営事業)

## 業 務 説 明 書

令和3年3月

奈良県奈良公園室



## 1. 適用範囲

この仕様書は、奈良県奈良公園室（以下「委託者」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により「保安管理業務」を委託するにあたり、受託者（以下「受託者」という。）が実施すべき必要事項を定める。

## 2. 業務名

奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）

## 3. 委託場所

事業所の名称：奈良公園バスターミナル

事業所の所在地：奈良県奈良市登大路町76

## 4. 委託期間

委託期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5. 対象設備

### (1) 需要設備

①設備容量	1, 250 kVA
②受電電圧	6, 600 V

### (2) 非常用発電設備

①発電機出力	72 kW (90 kVA)
②発電機定格電圧	220 V
③原動機の種類	ディーゼルエンジン
④原動機出力	107 kW

## 6. 委託業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）が自ら実施するものとする。

- ① 外部委託に係る電気工作物（以下「電気工作物」という。）の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書（以下「委託細目書」という。）」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、技術基準といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

- ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置及び、再発防止のとるべき措置を委託者に指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。なお、委託者から事故発生時の緊急出動の依頼があったときは休日、夜間にかかわらず緊急出動するものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする（主たる連絡場所から2時間以内に到着できることを前提とする。）。
  - ③ 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、委託者に事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
  - ④ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
  - ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
  - ⑥ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
  - ⑦ 電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、別紙「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、そのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
  - ⑧ 委託者の職員に対する電気保安に関する安全教育を年1回以上行うこと。
- (2) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、委託者が確認を行うものとする。

## 7. 点検の頻度と絶縁監視装置

- (1) 受託者が定期的に行う点検内容は委託細目書によるものとし、点検頻度は「委託細目書」の別表の点検基準によるものとする。
- (2) 委託者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、低圧電路の絶縁状況的確な監視が可能な装置（以下、低圧絶縁監視装置といいます。）を「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとする。なお、委託者の事業場へ設置する低圧絶縁監視装置は「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の「絶縁監視装置」の仕様を満たした低圧絶縁監視装置を設置することとする。

## 8. 省エネルギー対策の推進

- (1) 受託者は、「省エネ法」の趣旨を踏まえ、省エネルギー対策に積極的に関与し、地球温暖化防止対策の環境保全に貢献する目的で、以下の業務を有するものとする。
  - ① 定常的に電力使用状況を把握し、Webサービス機能を有するデータ分析を行う装置を設置し、

省エネルギー対策に関して専門知識を保有するものが助言を行う。

- ② データ分析により、運営コストの効率化を図れるように専門的な提言を行う。

## 9. 連絡責任者等

- (1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- (4) 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

## 10. 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

### 11. 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に適合する者をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者を明確にするため、受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に提出し、委託者の承認を得ることとする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

### 12. 記録の保存

委託者は、受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、委託者受託者双方において3年間以上保存するものとする。

### 1 3. 保安管理業務の報告

- (1) 各点検等終了後速やかに点検結果を委託者の事業場の連絡責任者に書面にて報告すること。  
なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合はその部分を示す写真を添付すること。
- (2) 絶縁監視装置が定期点検の間に発信した警報、テスト発信の受信記録等監視情報結果は、異常の有無に係わらず次回の定期点検時に書面にて委託者に提出すること。

### 1 4. 機械器具・安全作業用具

- (1) 受託者が実施する定期点検等に使用する機械器具・安全作業用具は、次に該当するものであること。
  - ア. 機械器具
    - ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③電流計 ④電圧計 ⑤低圧検電器 ⑥高圧検電器
    - ⑦継電器試験装置 ⑧絶縁耐力試験装置
  - イ. 安全作業用具
    - ①電気用安全帽 ②電気用ゴム手袋 ③電気用長靴 ④安全帯 ⑤短絡接地器具
- (2) 機械器具は年1回以上の校正試験を実施したものを使用すること。また、校正試験記録を作成保管し、委託者の要請があれば校正試験記録を提出すること。
- (3) 安全作業用具は労働安全衛生関係法令に定める定期自主検査（6ヶ月に1回以上の耐圧試験）を実施したものを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、委託者の要請があればその記録を提出すること。

### 1 5. 受電設備保証保険

受託者は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に受託者の負担において加入するものとする。

### 1 6. 損害賠償

受託者は、保安管理業務を履行するにあたり、受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、受託者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

### 1 7. 大規模災害時の体制

受託者は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

### 1 8. 電気故障（事故）に関する対応

原則として受託者は、委託者からの事故発生連絡を受信してから1時間以内に保安業務担当者又は

代務する技術者が事故発生場所に到達すること。

#### 19. 再委託の禁止

受託者は、受託した保安全管理業務を他に委託又は請負わせてはならない。

#### 20. 保安業務担当者の定義

保安業務担当者は次の条件を満たす従業員とすること。

- (1) 就業規則に定められた職員、特別職員、嘱託であること。
- (2) 常時勤務場所に出勤し、保安全管理業務に従事していること。

#### 21. 保安業務担当者に対する受託者の義務

受託者は保安業務担当者に対して次の義務を負うものとする。

- (1) 個人事業者  
国民健康保険及び国民年金に滞納がないこと。
- (2) 法人  
民法、労働基準法、健康保険法、労働災害補償保険法、その他法律に規定されている事業主又は使用者としてすべての義務を負うこと。
- (3) 保安業務担当者の職務兼務の禁止  
受託者は保安業務担当者を、保安業務以外の業務に従事させてはならない。

#### 22. 保安規程の作成

保安規程を変更する必要がある時は受託者が保安規程を作成し、委託者の承認を得て変更届出を行うこと。

#### 23. 資料の提出

受託者は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

- (1) 個人事業者
  - ① 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
  - ② 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧
  - ③ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧
  - ④ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
  - ⑤ 緊急時の連絡方法及び連絡先
  - ⑥ 損害賠償保険及び受電設備保証保険に加入している証明
  - ⑦ 保安業務以外の業務に従事させていないことの証明

(2) 法人

- ① 電気事業法施行規則第52条の2第2号二に規定されるマネジメントシステム
- ② 保安業務担当者の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値の一覧
- ③ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧
- ④ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- ⑤ 緊急時の連絡方法及び連絡先
- ⑥ 損害賠償保険及び受電設備保証保険に加入している証明
- ⑦ 保安業務以外の業務に従事させていないことの証明

24. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者受託者協議のうえ決定する。

以 上



自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

1. 受託者は、委託者の保安規程に基づき、委託者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおり実施するものとする。その結果について委託者に報告し、確認を受けるものとする。

受託者は、技術基準に適合しない事項がある場合は、委託者に必要な指示又は助言を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下、定期点検という。）
- (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言、状況に応じて、臨時点検の実施
- (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
- (4) 法令に基づく立入検査の立会い
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
- (6) その他、受託者がこの契約を履行するために必要な事項

2. 1. (1) に定める定期点検の種類及び頻度は別表1の「点検基準」のとおりとし、技術基準の適合状況の確認を行う。

なお、停電を伴う年次点検は原則3年に1回とし、夜間に全館停電での点検を行う。電気工作物に異常等が発生した場合等には停電を伴う点検を行うものとする。ただし、停電を行う場合は委託者の承諾を得ること。

3. 1. (5) に定める工事期間中の点検は、別表「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4. 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
  - ① 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
  - ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又

は特殊消防用設備等

(2) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物

① 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所等)

5. 別表「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

(1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することもある。

(2) 年次点検は、夜間に停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ、別表「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、委託者、受託者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。

(3) 前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとする。

経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

(4) 第1項の別表「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、同別表備考において示した点検とする。

(5) 定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

(6) 定期点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、委託者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

6. 低圧絶縁監視装置を設置する事業場

(1) 点検は、別表「点検基準」のとおり実施する。

(2) 警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下、漏えい警報といいます)を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

(3) 受託者は、低圧絶縁監視装置を受託者の負担により設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。

(4) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。